

個人住民税 特別徴収事務手続きの流れ

1. 特別徴収制度とは

特別徴収の対象者はどんな人？

以下の条件に該当する人は給与天引きされなければなりません

→前年中に給与収入があった人

→当該年度の4月1日現在、給与の支払いを受けている人

※根拠法令(地方税法321条の3抜粋)

市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2. 特別徴収事務の流れ

対象年	課税年度	月	業務内容	対応ページ
令和元年 (平成31年)	平成31年度 令和 2年度	12月	市役所から総括表が届く	P.4
令和 2年		1月	給与支払報告書を提出	P.5～P.9
		2月	異動があった従業員について市役所へ報告	P.10
		3月		
		4月		
		5月	(中旬) 市役所から特別徴収の税額通知書が届く	P.11～P.15
令和 2年度		6月	給与天引き開始 天引きした税額は翌月10日までに納入	P.16～17
随 時			異動があった従業員について市役所へ報告	P.18～P.24

※個人住民税の特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12ヵ月を1年として区切られます。

2. 特別徴収事務の流れ

11月～12月 市役所から総括表が届く

各市町村から、給与支払報告書を提出する時に使用する「総括表」が送られてきます。

〇〇年度(△△年分)給与支払報告書(総括表)

(あて先)新発田市長

※ 種 別	※ 指 定 番 号	※
	1234567	訂 正 追 加

年 月 日 提出 ※所在地、名称等に変更がある場合は、総括表の印字を朱書きで修正してください

1 給与支払者の 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	(右詰で記載)
2 (フリガナ) 名 称 (氏 名)	株式会社 新発田	7 特別徴収税額を算出するに際して 必要となる給付の納入者は必要ですか ☒ 必要 ☐ 必要ない
3 給与支払者 郵便番号	〒 957-0053	8 事業種目 建設業
所在地 (住所)	新発田市中央町〇丁目〇番〇号	9 給与支払の 方法及び期日 月末振込
4 代表者の 職氏名印	代表取締役 新発田 一郎 	10 受 給 者 総 人 員 95名
5 連絡者の氏 名並びに 電話番号	経理 係 氏名 新発田 二郎 (0254) 22 - 〇〇〇〇 番 内線 〇〇〇 番	11 特別徴収 (給与天引) A 70名 普通徴収 (個人納付) B 4名 計 (A+B) 74名
6 会計事務所 等の名称	() 番	12 所 税 務 署 新発田税務署

※市町村により様式は異なります。

2. 特別徴収事務の流れ

1月 給与支払報告書を提出

前年中に支払った給与について、給与支払報告書を作成し、

1月31日までに各市町村に提出して下さい。

※用紙は税務署で配布しています

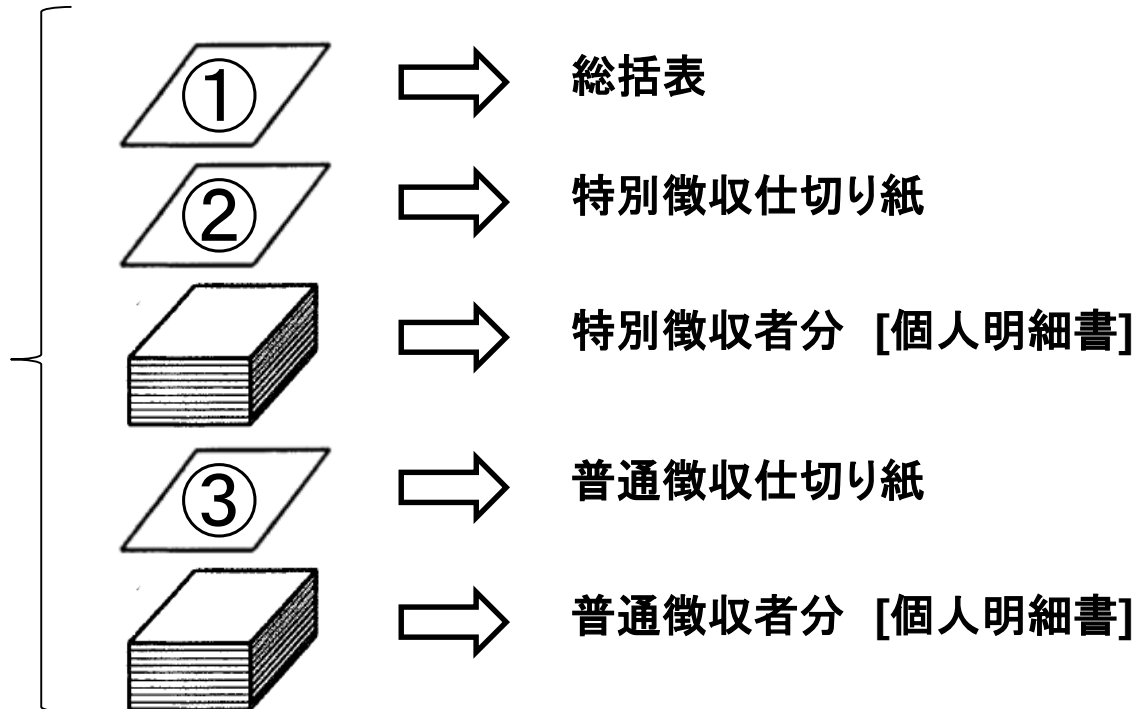
[illegible]

2. 特別徴収事務の流れ

給与支払報告書提出時の注意

特別徴収者分と普通徴収者分を分けて、
普通徴収者分の給与支払報告書の前に
仕切り紙を挟んで下さい。

右図の順番に
並べて提出して
下さい。



2. 特別徴収事務の流れ

仕切り紙とは？

特別徴収者と普通徴収者の給与支払報告書を区別するために
使用していただく用紙で、市役所から総括表と一緒に送ります。
特に普通徴収の仕切り紙は新潟県指定の用紙となりますので、
必ずこの仕切り紙を使用して下さい。

普通徴収者分の給与支払報告書の前にこの表紙をつけてください

〇〇市町村

普通徴収 仕切り紙
この仕切り紙以降の従業員については、以下の理由により特別徴収の対象者ではありません。

普通徴収の理由		人数
理由1	他の事業所で特別徴収が行われている(乙欄該当者)	名
理由2	給与の支払が不定期である	名
理由3	個人事業主が確定申告等で申告している事業専従者	名
理由4	退職者及び退職予定者(5月末日まで)	名
合 計		名

※該当する理由の人数欄に該当者数を記載してください。
(複数の理由に該当する方がいる場合、主な理由の欄に人数の記載をお願いします。)
※仕切がない場合は全従業員が特別徴収の対象となります。

※従来の仕切り紙や会社独自の仕切り紙、摘要欄などへの普通徴収希望の記載のみでは普通徴収とすることはできません。

※市町村により多少様式は異なります。

2. 特別徴収事務の流れ

特別徴収に該当しない人

- ・他の事業所(給与支払者)において特別徴収が行われている方
- ・給与の支払いが不定期の方
- ・個人事業主が確定申告等で申告している事業専従者
- ・退職者及び退職予定者

Q.パートやアルバイトの従業員も特別徴収しなくてはいけないのですか？

A.毎月継続してお勤めの方については、特別徴収をしなくてはいけません

2. 特別徴収事務の流れ

給与支払報告書の提出Q & A

Q.給与支払報告書を提出する際にeLTAX(エルタックス)を利用しているのですが、仕切紙を提出する必要がありますか？

A.仕切紙を提出する必要はありません。

eLTAXの場合、前項「特別徴収に該当しない人」の各項目に該当する従業員は、給与支払報告書の「普通徴収」欄にチェックを入れて提出して下さい。「普通徴収欄にチェックが入っている」又は「退職日・乙欄に入力がある」従業員は普通徴収者として手続きがされます。

2. 特別徴収事務の流れ

2月から5月までの特別徴収事務

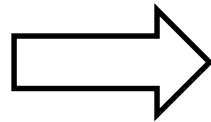
給与支払報告書を提出した後に下記の異動があった人は
異動届出書もしくは切替申請書を提出して下さい。

※異動届出書等の関係書類は、5月中旬に「特別徴収の税額通知書」と一緒にお送りします。

※異動届出書等の様式は新発田市のホームページからもダウンロードすることができます。

(トップページ⇒便利な機能⇒各種届出・申請⇒生活・環境⇒市民税の各種手続き)

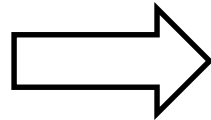
- ・退職した
- ・転勤した



異動届出書

を提出して下さい

- ・新しく勤めた



切替申請書

を提出して下さい

2. 特別徴収事務の流れ

税額通知書の見方

The thumbnail shows a tax notice form. A red rectangular box highlights a table containing monthly deduction amounts for several employees. An arrow points from this box to the larger form below.

この欄に、各従業員の各月天引き額が記載されています。
6月分であれば、6月に支払われる給与から天引きして下さい。

指定番号	1234567	姓	氏名	7654321	市町村コード	152064	受給番号	100001	特別徴収税額	119,988
住所				新潟県新潟市中央町△丁目△番地△号						
氏名				新堀田 花子						
個人番号				12345678901234567890						

前払額	6月分	9,999	10月分	9,999	2月分	9,999
	7月分	9,999	11月分	9,999	3月分	9,999
	8月分	9,999	12月分	9,999	4月分	9,999
	9月分	9,999	1月分	9,999	5月分	9,999
	変更月 月					

指定	姓	市町村	受給者	特別徴収	6月分	10月分	2月分
----	---	-----	-----	------	-----	------	-----

2. 特別徴収事務の流れ

税額通知書Q & A

Q.送られてきた税額通知書に退職した従業員の名前が載っています。
どのような手続きをしたらいいですか？

A.異動届出書をすぐに提出して下さい。

手続きが終わりましたら、再度税額変更通知書を送付いたします。

2. 特別徴収事務の流れ

5月に通知した税額に変更が生じた場合

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済みの特別徴収税額に変更が生じる場合があります。

市役所から「**特別徴収税額変更通知書**」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更して下さい。

2. 特別徴収事務の流れ

6月 給与天引きと納入を開始

- 6月中に支払う給与から、6月分の税額を天引きし、翌月10日までに納付書裏面に記載のある金融機関で納めていただきます。

新潟県新発田市 個人市民税 領収証書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
152064	00670-2-960012	新発田市
年6月分 1234567		納入金額(1) 9,999 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期	年7月10日	
(特別徴収義務者) 住所 又は 957-8886 所在地 新潟県新発田市〇丁目〇番地〇号 氏名 株式会社 新発田 又は 名 称		

上記のとおり領収しました。(納入者保留)

新潟県新発田市 個人市民税 納入書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
152064	00670-2-960012	新発田市
年6月分 1234567		納入金額(1) 9,999 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期	年7月10日	
(特別徴収義務者) 住所 又は 957-8886 所在地 新潟県新発田市〇丁目〇番地〇号 氏名 株式会社 新発田 又は 名 称		

上記のとおり納入します。(金融機関保留)

新潟県新発田市 個人市民税 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
152064	00670-2-960012	新発田市
11000601012345670000099990040040001		納入金額(1) 9,999 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期	年7月10日	
取りまとめ局 長野県金事務センター (〒380-8794)		
(特別徴収義務者) 住所 又は 957-8886 所在地 新潟県新発田市〇丁目〇番地〇号 氏名 株式会社 新発田 又は 名 称		

上記のとおり通知します。(納付書提出者)

※市町村により様式は異なります。

2. 特別徴収事務の流れ

納入に関するQ & A

Q1.毎月、金融機関に納入に行くのが大変なのですが、何かいい方法はありませんか？

A.従業員が常時10人未満である事業所は納期の特例という制度を利用することで、納入する回数を年2回にすることができます。

※納期の特例制度を利用するためには申請が必要です。

※3月31日までに申請書をご提出いただいた場合には、翌年度の6月分から納期の特例制度を利用できます。

納期の特例・・・

- ・6月から11月までの各月の給与から天引きした税額
→11月分でまとめて納入（納期限12月10日）
- ・12月から翌年5月までの各月の給与から天引きした税額
→5月分でまとめて納入（納期限6月10日）

2. 特別徴収事務の流れ

納入に関するQ&A

Q2. 近くに指定金融機関がなく、毎月、納入に行くのが大変なのですが、何かいい方法はありませんか？

A. 令和元年10月1日からeLTAXの地方税共通納税システムを利用し、インターネットバンキングやダイレクト納付により納税が可能となりました。

詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

3. その他随時の手続き

年の途中で退職や休職をした人が出た際の手続き

異動届出書 を異動日の翌月10日までに提出して下さい。

異動届出書の提出が遅れると、退職者、休職者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となります。また、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れた結果、退職者、休職者は一度にまとめて個人住民税を納付することになりますので、必ず期限を厳守して下さい。

3. その他随時の手続き

年の途中で退職や休職をした人が出た際の手続き

Q.退職した後の月の住民税はどうなるの？

A.退職した月によって手続きが違います。(下記参照)

- ・6月1日から12月31日までに退職等をした場合

給与天引きできなくなる残りの税額は、納税通知書を送り、
本人から直接納付していただきます。

※本人が希望した場合、最後の給与から残りの税額をまとめて徴収することもできます。

- ・翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

給与天引きできなくなる残りの税額は、最後の給与から
まとめて徴収し納めていただく(一括徴収といいます)ことが地方税法で定められています。
※最後の給与支払額より残りの税額が多い場合は、普通徴収に切り替えることもできます。

3. その他随時の手続き

異動届出書の書き方

- ・ 残りの税額は本人が直接支払う場合（普通徴収）

記載例

給与支払報告
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、すみやかに提出してください。 ※印の欄は、届出書において記入する必要があります。

10月15日 新発田市長様		給与支払者 (特別徴収義務者) 新発田商事(株)		所在地 郵便番号 957-8686 新発田市中央町3-3-3		代表者の 氏名 新発田 太郎		1. 現年度 2. 新年度 3. 前年度 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 特別徴収義務者特定番号 1 2 3 4 5 6 7 届 名 番 号 9 8 7 6 5 4 3												
								連絡者の氏名及び氏名並びにその電話番号 氏名 新発田 さくら 電話番号 0754-22-1010												
給与 年 所 得 所	収入番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 フリガナ シバタ アヤメ 氏 名 新発田 あやめ 住所 1月1日現在 新発田市中央町4-10-4 異動後の住所 同上												(イ) 特別徴収税額 (円) 120,000 (ロ) 徴収税額 (円) 50,000 (ハ) 未徴収税額 (円) 70,000		異動年月日 〇〇.10.15		異動の事由 1. 特別徴収義務者 2. 給与支払者 3. 住所 4. 氏名 5. 住所 6. 住所 7. 住所 8. 住所 9. 住所 10. 住所		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収義務者 2. 給与支払者 3. 一括徴収 4. 一括徴収 5. 一括徴収 6. 一括徴収 7. 一括徴収 8. 一括徴収 9. 一括徴収 10. 一括徴収	
	(※給与の支払を受けなくなった後の月額額(未徴収税額)に)												徴収する場合等は、次の欄に記載してください。		納税区分					
一括徴収の理由 1. 異動が平成 年1月1日以前で、平成25年度(月 日)まで、平成26年度(月 日)まで、平成27年度(月 日)まで、平成28年度(月 日)まで、平成29年度(月 日)まで、平成30年度(月 日)まで、平成31年度(月 日)まで、平成32年度(月 日)まで、平成33年度(月 日)まで、平成34年度(月 日)まで、平成35年度(月 日)まで、平成36年度(月 日)まで、平成37年度(月 日)まで、平成38年度(月 日)まで、平成39年度(月 日)まで、平成40年度(月 日)まで、平成41年度(月 日)まで、平成42年度(月 日)まで、平成43年度(月 日)まで、平成44年度(月 日)まで、平成45年度(月 日)まで、平成46年度(月 日)まで、平成47年度(月 日)まで、平成48年度(月 日)まで、平成49年度(月 日)まで、平成50年度(月 日)まで、平成51年度(月 日)まで、平成52年度(月 日)まで、平成53年度(月 日)まで、平成54年度(月 日)まで、平成55年度(月 日)まで、平成56年度(月 日)まで、平成57年度(月 日)まで、平成58年度(月 日)まで、平成59年度(月 日)まで、平成60年度(月 日)まで、平成61年度(月 日)まで、平成62年度(月 日)まで、平成63年度(月 日)まで、平成64年度(月 日)まで、平成65年度(月 日)まで、平成66年度(月 日)まで、平成67年度(月 日)まで、平成68年度(月 日)まで、平成69年度(月 日)まで、平成70年度(月 日)まで、平成71年度(月 日)まで、平成72年度(月 日)まで、平成73年度(月 日)まで、平成74年度(月 日)まで、平成75年度(月 日)まで、平成76年度(月 日)まで、平成77年度(月 日)まで、平成78年度(月 日)まで、平成79年度(月 日)まで、平成80年度(月 日)まで、平成81年度(月 日)まで、平成82年度(月 日)まで、平成83年度(月 日)まで、平成84年度(月 日)まで、平成85年度(月 日)まで、平成86年度(月 日)まで、平成87年度(月 日)まで、平成88年度(月 日)まで、平成89年度(月 日)まで、平成90年度(月 日)まで、平成91年度(月 日)まで、平成92年度(月 日)まで、平成93年度(月 日)まで、平成94年度(月 日)まで、平成95年度(月 日)まで、平成96年度(月 日)まで、平成97年度(月 日)まで、平成98年度(月 日)まで、平成99年度(月 日)まで、平成100年度(月 日)まで、平成101年度(月 日)まで、平成102年度(月 日)まで、平成103年度(月 日)まで、平成104年度(月 日)まで、平成105年度(月 日)まで、平成106年度(月 日)まで、平成107年度(月 日)まで、平成108年度(月 日)まで、平成109年度(月 日)まで、平成110年度(月 日)まで、平成111年度(月 日)まで、平成112年度(月 日)まで、平成113年度(月 日)まで、平成114年度(月 日)まで、平成115年度(月 日)まで、平成116年度(月 日)まで、平成117年度(月 日)まで、平成118年度(月 日)まで、平成119年度(月 日)まで、平成120年度(月 日)まで、平成121年度(月 日)まで、平成122年度(月 日)まで、平成123年度(月 日)まで、平成124年度(月 日)まで、平成125年度(月 日)まで、平成126年度(月 日)まで、平成127年度(月 日)まで、平成128年度(月 日)まで、平成129年度(月 日)まで、平成130年度(月 日)まで、平成131年度(月 日)まで、平成132年度(月 日)まで、平成133年度(月 日)まで、平成134年度(月 日)まで、平成135年度(月 日)まで、平成136年度(月 日)まで、平成137年度(月 日)まで、平成138年度(月 日)まで、平成139年度(月 日)まで、平成140年度(月 日)まで、平成141年度(月 日)まで、平成142年度(月 日)まで、平成143年度(月 日)まで、平成144年度(月 日)まで、平成145年度(月 日)まで、平成146年度(月 日)まで、平成147年度(月 日)まで、平成148年度(月 日)まで、平成149年度(月 日)まで、平成150年度(月 日)まで、平成151年度(月 日)まで、平成152年度(月 日)まで、平成153年度(月 日)まで、平成154年度(月 日)まで、平成155年度(月 日)まで、平成156年度(月 日)まで、平成157年度(月 日)まで、平成158年度(月 日)まで、平成159年度(月 日)まで、平成160年度(月 日)まで、平成161年度(月 日)まで、平成162年度(月 日)まで、平成163年度(月 日)まで、平成164年度(月 日)まで、平成165年度(月 日)まで、平成166年度(月 日)まで、平成167年度(月 日)まで、平成168年度(月 日)まで、平成169年度(月 日)まで、平成170年度(月 日)まで、平成171年度(月 日)まで、平成172年度(月 日)まで、平成173年度(月 日)まで、平成174年度(月 日)まで、平成175年度(月 日)まで、平成176年度(月 日)まで、平成177年度(月 日)まで、平成178年度(月 日)まで、平成179年度(月 日)まで、平成180年度(月 日)まで、平成181年度(月 日)まで、平成182年度(月 日)まで、平成183年度(月 日)まで、平成184年度(月 日)まで、平成185年度(月 日)まで、平成186年度(月 日)まで、平成187年度(月 日)まで、平成188年度(月 日)まで、平成189年度(月 日)まで、平成190年度(月 日)まで、平成191年度(月 日)まで、平成192年度(月 日)まで、平成193年度(月 日)まで、平成194年度(月 日)まで、平成195年度(月 日)まで、平成196年度(月 日)まで、平成197年度(月 日)まで、平成198年度(月 日)まで、平成199年度(月 日)まで、平成200年度(月 日)まで、平成201年度(月 日)まで、平成202年度(月 日)まで、平成203年度(月 日)まで、平成204年度(月 日)まで、平成205年度(月 日)まで、平成206年度(月 日)まで、平成207年度(月 日)まで、平成208年度(月 日)まで、平成209年度(月 日)まで、平成210年度(月 日)まで、平成211年度(月 日)まで、平成212年度(月 日)まで、平成213年度(月 日)まで、平成214年度(月 日)まで、平成215年度(月 日)まで、平成216年度(月 日)まで、平成217年度(月 日)まで、平成218年度(月 日)まで、平成219年度(月 日)まで、平成220年度(月 日)まで、平成221年度(月 日)まで、平成222年度(月 日)まで、平成223年度(月 日)まで、平成224年度(月 日)まで、平成225年度(月 日)まで、平成226年度(月 日)まで、平成227年度(月 日)まで、平成228年度(月 日)まで、平成229年度(月 日)まで、平成230年度(月 日)まで、平成231年度(月 日)まで、平成232年度(月 日)まで、平成233年度(月 日)まで、平成234年度(月 日)まで、平成235年度(月 日)まで、平成236年度(月 日)まで、平成237年度(月 日)まで、平成238年度(月 日)まで、平成239年度(月 日)まで、平成240年度(月 日)まで、平成241年度(月 日)まで、平成242年度(月 日)まで、平成243年度(月 日)まで、平成244年度(月 日)まで、平成245年度(月 日)まで、平成246年度(月 日)まで、平成247年度(月 日)まで、平成248年度(月 日)まで、平成249年度(月 日)まで、平成250年度(月 日)まで、平成251年度(																				

※市町村により様式は異なります。

3. その他随時の手続き

従業員が転勤する場合の手続き

異動届出書 を異動日の翌月10日までに提出して下さい。

記載例

給与支払報告
特別徴収
にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。 ※印の欄は、提出者において記入する必要があります。

12月25日
新発田市長様

給与支払者
(特別徴収義務者)
名称 新発田商事(株)
所在地 新発田市中央町3-3-3
代表者の
職氏名印 新発田 太郎

個人番号
12345678901234567
特別徴収義務者指定番号
1234567
9876543

氏名 新発田 さくら
(電 話) 0254-22-3030

異動の
事由
1. 特別徴収継続
2. 普通徴収
3. 一括徴収
4. 転勤
5. 退職
6. 死亡
7. 失踪
8. その他
9. 転居
10. 転勤先の未徴収税額の
徴収方法

月割額 120,000
6月分
12月分
70,000
50,000
001225

住所
新発田市中央町4-10-4
同上

※新たな転勤先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は転勤元の事業所では記載せず、転勤先で本人から番号の提供を受け記載してください。

転勤先の事業所の場合は下段に必要事項を記入後、市役所に提出してください。

月割額 10,000 円
1 月分
(2月10日納期限分)
から徴収し納入する。

給与支払者
(特別徴収義務者)
所在地 新発田市中央町10-4-10
フリガナ セイムカシコウジ
名称 税務課商事(株)
代表者の
職氏名印 税務 太郎
法人番号 9876543210987 (右段で記載)

特別徴収義務者
指定番号 2345678

氏名 経理係
税務 花子
(電 話) 0254-28-9321

納入書
要・不要

※市町村により様式は異なります。

- ① 転勤元で上段
太枠を記入する
- ↓
- ② 転勤先で下段
太枠を記入する
- ↓
- ③ 市町村へ提出

※市町村により様式は異なります。

3. その他随時の手続き

年の途中で就職した人を、特別徴収にしたい場合の手続き

切替申請書 を提出して下さい。

記載例

市・県民税 特別徴収への切替申請書

〇年 11月 1日	〒 957 - 8686	特別徴収義務者 指 定 番 号	1 2 3 4 5 6 7 新規												
新発田市長 様	所在地 新発田市中央町3-3-3	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3												
（給与支払者）	フリガナ シバタショウジ	納 付 書	要 - 不要												
名称 新発田商事（株）	担当者の係・氏名 経 理	担当者の氏名 新発田 さくら													
	電話番号 (0254) 22 - 3030														

（注）普通徴収の納期が過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日	特別徴収開始月	通知番号及び普通徴収納付済額	宛 名 番 号	日 指 定 番 号
住所 新発田市中央町4-10-4	年 12 月分 (1 月 10 日納期分)	通知番号 9876543	市 記 入 欄	
氏名 フリガナ シバタ アヤメ 新発田 あやめ	から徴収し、納入する。	納付済額 (3)期 納付済	新 指 定 番 号	期 割 終了 開始
生年月日 男・大・昭・平 年 月 日		1 期 月 日 納付予定		

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日

住所	氏名	フリガナ	宛 名 番 号	日 指 定 番 号
			新 指 定 番 号	期 割 終了 開始
生年月日 男・大・昭・平 年 月 日				

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日

住所	氏名	フリガナ	宛 名 番 号	日 指 定 番 号
			新 指 定 番 号	期 割 終了 開始
生年月日 男・大・昭・平 年 月 日				

特別徴収の給与事務を開始できる月を記入してください。

11月中に切替申請書を提出される場合、3期（納期限10月31日）の納期限を過ぎていたため、3期分までは普通徴収（個人納付）でお願いいたします。
何期分まで納付済みなのかは、従業員の方に確認して必ず記入してください。

※市町村により様式は異なります。

3. その他随時の手続き

事業所名や所在地等が変更になった際の手続き

所在地・名称変更届出書 を提出して下さい。

記載例

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は速やかに提出してください。
特別徴収に関するもの以外の用紙で変更届を提出されても、うまく反映されないことがありますのでなるべくこの用紙をご利用ください。

年〇〇月〇〇日 新 発 田 市 長 様	特別 徴 収 義 務 者	所在地	〒 957-0054 新発田市本町〇丁目〇番〇号	特別徴収義務者 指 定 番 号	9999999	
		名 称	株式会社 〇〇物産	連絡者の	係	総務課
				係・氏名	氏名	新発田 二郎
				電話番号	電話	0254-22-0000 番

	変 更 年 月 日	... 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	変 更 前	変 更 後
フリガナ	シバタシチュウオウチュウ	シバタシホンチュウ
所 在 地	〒 957-0053 新発田市中央町〇丁目〇番〇号	〒 957-0054 新発田市本町〇丁目〇番〇号
フリガナ	カブシキガイシャ 〇〇ショウカイ	カブシキガイシャ 〇〇ブッサン
名 称	株式会社 〇〇商会	株式会社 〇〇物産
法 人 番 号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
電 話	— —	— —
変 更 事 由	☒ 所在地変更 ☒ 名称変更 ☐ 新設合併	備 考

1 名称は誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。
2 変更事由に該当する事項に必ずチェックをつけてください。
3 法人番号が変更となる場合、特別徴収義務者指定番号が変更となる場合があります。詳細は別途お問い合わせください。

※市町村により様式は異なります。

4. その他

Q & A

Q.2箇所以上の事業所に勤務している従業員は、
どこから特別徴収されますか？

A.原則として、主たる給与を得る事業所が
特別徴収義務者として指定されます。
ただし、本人もしくはいずれかの事業所から要望があれば、
双方の事業所及び市町村と協議の上で どちらか一方に決定しま
す。

4. その他

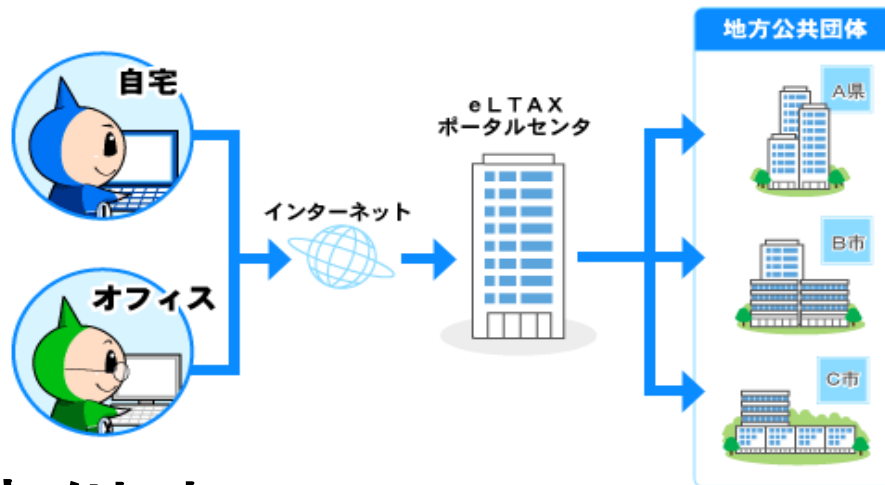
Q & A

Q.今まで口座振替で納めていた従業員は、
特別徴収に変更することでなにか手続きが必要ですか？

A.特に手続きをしていただく必要はありません。
特別徴収の対象者となった場合は、自動的に
口座振替を停止致します。

4. その他

給与支払報告書の提出はeLTAX(エルタックス)での提出が便利です



特徴とメリット

- ・地方税の電子申告や申請・届出、納税を一括で手続きすることができる
- ・利用手数料が無料
- ・郵送や市役所へ行く必要がなくなる
- ・他の自治体の手続きも、同時に行うことができる

詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp>